入　札　説　明　書

県立病院等ばい煙量等測定業務

岩手県医療局経営管理課

入札説明書

この入札説明書は、岩手県医療局が発注する調達契約に関し、条件付一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

１　調達内容

（１）業務件名

県立病院等ばい煙量等測定業務

（２）業務の仕様その他明細

別紙「県立病院等ばい煙量等測定業務仕様書」による。

（３）履行期間

契約日の翌日から令和９年３月 15 日まで

（４）履行場所

別紙「県立病院等ばい煙量等測定業務仕様書」に記載の県立病院及び地域診療センター等

２　入札参加資格

次の全てを満たす者であること。

（１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

（２）環境計量証明事業者として、岩手県知事登録（濃度に係る計量証明）を受けていること。（ただし、濃度に係る計量証明事業者の内、「水・土壌」のみに係る計量証明事業者は除く。）

（３）入札日現在で、令和７・８・９年度庁舎等管理業務競争入札参加資格者名簿（総務部管財課）のうち「設備の保守管理」に登録されていること。

（４）入札日現在で、岩手県に本社、支店又は主たる営業所を有していること。

（５）岩手県県税条例（令和３年岩手県条例第 58 号）第４条に掲げる税目及び消費税の滞納がないこと。

（６）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

（７）事業者の代表者、役員（執行役員含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員又は暴力団（同条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

（８）入札参加資格申請書の提出の日から落札決定の日までの間に、岩手県から庁舎管理業務の委託に係る指名停止等措置基準（以下、「措置基準」という。）又は県営建設工事等に係る指名停止等措置基準に基づく指名停止を係る指名停止を受けていないこと。

（９）岩手県から措置基準に基づく文書警告を受けている場合及び庁舎等管理業務の委託契約に係る文書警告を受けている場合は、入札書提出日現在において措置を受けた日から１月を経過していること。

また、入札書提出日から落札決定の日までの間に措置基準に基づく文書警告及び庁舎等管理業務の委託契約に係る文書警告を受けていないこと。

３　入札参加者に求められる事項

（１）入札参加者は、次の書類を令和８年 11 月 27 日(金)までの閉庁日を除く午前９時から午後５時までの間に 17(２)の場所に提出しなければならない。

なお、入札参加者は提出した書類について医療局長から説明を求められた場合には、完全な説明をしなければならない。

ア　競争参加資格を証明する書類

（ア）入札参加資格審査申請書（別紙「様式１号」）

（イ）納税証明書（申請書を提出する日の属する年の直前１年間に岩手県に納付した岩手県県税条例（令和３年岩手県条例第 58 号）第４条に掲げる税目及び消費税の納税証明書「様式第 111 号」及び消費税の納税証明書（税務署が発行する「その３の３」）をいう。）※発行後３か月以内もので、写しも可とする。

（ウ）資本関係・人的関係に関する届出書（別紙「様式２号」）

（エ）業務が履行できることの誓約書（別紙「様式３号」）

（オ）計量証明事業登録証（写）（ただし濃度に係る計量証明事業所の内、「水、土壌」のみに係る計量証明時業者を除く）

（２）提出された書類は返却しない。

（３）入札参加者は、本説明書（仕様書及び別添業務委託契約書案を含む。以下「説明書等」という。）を熟覧の上、入札しなければならない。

４　資本関係等のある会社の参加制限

次のいずれかに該当する関係がある複数の者は、入札に重複して入札参加資格審査申請書を提出することはできない。

なお、これらの関係にある複数の者から申請があった場合は、その全ての者の入札参加を認めないものとする。

（１）資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

ただし、子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第２条第３号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が、会社更生法第２条第７項に規定する更生会社又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続き中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

ア　親会社（会社法第２条第４号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

（２）人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

ただし、アについては、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

ア　一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ　一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 67 条第１項又は民事再生法第 64 条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

（３）中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第３条に規定する中小企業等協同組合とその組合員又は会員の場合

（４）その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記(１)から(３)と同視しうる関係があると認められる場合

（５）入札参加希望者が(１)から(４)の制限に対応することを目的に連絡を取ることは、公正な入札の確保に抵触するものではない。

５　入札の方法等

（１）落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載するものとする。

（２）入札参加者は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。なお、金額の訂正はすることができない。

また、その提出した入札書の引き換え、変更又は取消しをすることができない。

（３）入札手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

６　代理入札に関する事項

代理人に入札に関する行為をさせようとする者は、入札書の提出の際に委任状を提出しなければならない。

７　入札書記載事項

（１）入札年月日

（２）頭書に「入札書」である旨記載

（３）入札金額

（４）入札件名

（５）あて名（「岩手県医療局長」とする）

（６）入札参加者住所・氏名・印（委任された者が入札を行う場合は、委任者住所・氏名、受任者氏名・印（頭書に「上記代理人」と記載））

８　入札及び開札の日時及び場所等

令和８年 12 月４日(金)午前 10 時 00 分岩手県盛岡地区合同庁舎７階医療局会議室

（１）入札場には入札参加者又はその代理人並びに入札執行職員及び立会い職員以外の者は入場することができない。

（２）入札参加者又はその代理人は、入札時刻後においては、入札場に入場することができない。

（３）入札参加者又はその代理人が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者又はその代理人を入札場から退去させ、又は入札を延期し、若しくは取りやめることがある。

９　入札保証金に関する事項

入札保証金は免除とする。

10　入札への参加

３(１)により提出された書類を審査した結果、仕様を満たすと認められた者に限り、入札に参加できるものとする。

なお、審査結果は令和８年 12 月１日(火)までに FAX により通知する。

11　入札の無効

次のいずれかの項に該当する入札は無効とする。

（１）一般競争入札に参加する資格のない者のした入札
（２）委任状の提出がなされていない代理人のした入札
（３）同一入札参加者又は代理人からの２つ以上の入札
（４）入札参加者又はその代理人が同時に他の入札参加者の代理をした入札
（５）誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札
（６）金額を訂正した入札
（７）記名押印のない入札
（８）明らかに連合によると認められる入札
（９）他の入札参加者の入札参加資格を妨害する行為又は入札事務担当職員の職務執行を妨害する行為を行った者の入札

12　落札者の決定方法等に関する事項

（１）本件調達に係る入札公告に示した競争参加資格を証明した書類及び入札書を提出期限までに提出した入札参加者であって、岩手県医療局財務規程第 190 条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、最低制限価格に満たない入札を行った者は、最低の価格の入札者であっても落札者とはならないこと。

（２）落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
（３）（２）の同価格の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該者に代わって入札執行事務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。
（４）落札者が契約者の指定する期日までに契約を締結しないときは、落札を取消すことがある。

13　再度入札に関する事項

（１）最初の入札において落札者がいない場合は、その場で直ちに再度入札に付する。
（２）開札に立ち会わない競争参加者又はその代理人は、再度入札に加わることができない。また、８（３）により、入札場から退去させられた者も同様とする。

14　契約成立要件

落札の決定後、この入札に付する委託業務に係る請負契約書を作成し、契約が確定するまでの間において、当該落札者が次に掲げる要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合は、当該落札者と契約を締結しないこと。

（１）会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（県が別に定める入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
（２）岩手県から措置基準に基づく指名停止を受けていないこと。
（３）岩手県から庁舎等管理業務の委託契約に係る指名停止を受けていないこと。
（４）事業者の代表者、役員（執行役員を含む）又は支店もしくは営業所を代表する者等、その他経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でない

こと。

15　契約に関する事項

（１）契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
（２）契約保証金は、契約金額の 100 分の５以上の額とする。
　ただし岩手県医療局財務規程第 203 条に該当する場合においては、契約保証金の全部または一部の納付を免除する。
（３）契約保証金は、契約履行後に契約の相手方に還付する。
（４）契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは岩手県医療局に帰属する。
（５）契約の条項は、別添業務委託契約書案のとおりとする。

16　本説明書等についての疑義

（１）本説明書等について疑義がある場合には、書面（任意様式。FAX による提出可）により令和８年 11 月 27 日(金)午後５時までに 17(２)に示す照会先に提出すること。
（２）前号の疑義に対する回答は、質問者及び入札参加者に対し令和８年12月２日(水)午後５時までに FAX により送信する。

17　その他

（１）入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとし、本件入札が中止された場合等であってもその補償を請求することができないものとする。
（２）入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
　〒020－0023　岩手県盛岡市内丸 11 番１号
　　岩手県医療局経営管理課総務担当　電話番号　019－629－6308（直通）